

カンボジア政治に対する中国の影響力

鈴木 亨尚

The Influence of China on the Politics of Cambodia

Yukihisa SUZUKI

はじめに

2021年、カンボジアのフン・セン首相（当時）は、カンボジアが中国に過度に依存し、その代理人となっているとの批判に対し、「中国に頼らなければ、私は誰に頼ればいいのか。中国に頼まなければ、私は誰に頼めばいいのか」と反論した¹。

本稿は、このような、カンボジアと中国の政治的関係、具体的には、カンボジア政治に対する中国の影響力について検討することを目的とする。このため、第1節では中国の外交政策を検討する。第2節ではカンボジアと中国の関係の基本的構図を示す。第3節ではカンボジアのASEANへの失望と中国への接近を示す。第4節ではカンボジア・中国関係の詳細を検討する。そして、最後に、議論を整理し、結論を示す。

本稿では、ダール（Robert A. Dahl）に従い、「影響力とは、ひとりまたは複数のアクターの欲求、願望、選好あるいは意図が、ひとりまたは複数の他のアクターの行為または行為への意欲に変化を生じさせるようなアクター間の関係である」²と定義する。これとの関連で、ダールは6点を指摘している。第1に、それは認識の問題であり、認識は、彼らが選択や決定を行う条件としての構造と再帰的な関係にある。第2に、どのようなアクターも認識の主体なので、影響力は、一方的ではなく、相互の行使となる。第3に、影響力は、通常、多数のアクター（個人と集合体を含む）間の複雑なネットワークとして存在する³。本稿の関心でいえば、カンボジアと

中国の影響力の関係について論じるためには、カンボジアとアメリカの関係についても、ある程度、論じる必要がある。第4に、影響力は能力と意思の関数である。本稿において、中国とアメリカはともに能力は高いが、意思は、中国は高く、アメリカは低いと思われる。第5に、影響力の行使はより大きな政治的資源をもたらし、それがより大きな影響力の行使を可能にする。中国は、アメリカよりも、影響力の行使により積極的なので、影響力をより拡大していると思われる。第6に、可能な選択肢のどれもが制裁を伴っている強制というタイプの影響力がある。たとえば、2012年、南シナ海問題に関連して、中国が検疫強化と称して、フィリピンからのバナナの実質的な輸入禁止を行った。フィリピンは中国の措置を甘受するか、中国が求めるように政策を変更するしか選択肢がない。カンボジアは同様な措置が自国に対して行われる脅威を感じながら、中国との関係を維持するしかないのである⁴。

なお、カンボジアでは、2023年7月に総選挙が行われ、同年8月、フン・セン前首相の長男フン・マネットが首相に就任したが、中国との関係に変化はないと思われる。

第1節 中国の外交政策

1. 内政

中国の外交は内政と一体化している⁵。内政に関して重要なのは2点である。第1に、政治体制は党国体制である。加茂具樹・小嶋華津子・星野昌裕・武内宏樹は党国体制を「共産党とそれが包摂する国家による統治体制」と定義している⁶。また、加茂具樹は党国体制を憲法が示す2つの政治原則と両立する政治体制と表現して

¹ <https://www.recordchina.co.jp/b876893-s25-c30-d0193.html>; <https://asia.nikkei.com/Spotlight/The-Future-of-Asia/The-Future-of-Asia-2021/Cambodia-s-Hun-Sen-If-I-don-t-rely-on-China-who-will-I-rely-on>

² ダール（1999）43頁。

³ 同上、29、34、38頁。

⁴ 同上、49、52、61、63頁。

⁵ エコノミー（2018）16～28頁。

いる⁷。その2つとは「社会主義制度は中華人民共和国の根本となる制度である。中国共産党の領導は中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である。いかなる組織または個人も社会主義を破壊してはならない」(中華人民共和国憲法第1条2項)と「中華人民共和国の一切の権力は人民に属する。人民が国家権力を行使する機関は全国人民代表大会及び各級の地方人民代表大会である」(同第2条1~2項)である。すなわち、中国共産党は中国における最上位の機関であり、人民や国家機関は、これを維持・強化するために存在する。なお、党国体制は、現在だけでなく、過去に社会主義だった国にも適用可能なので、後述のように、我々はこれをカンボジアに適用する⁸。

第2に、中華人民共和国憲法は、前文で、「人民民主主義独裁」を規定しており、民主主義は、個人ではなく、人民に対して認められる集団的な概念である。また、ながらく、憲法に、「人権」はなかった。2004年の憲法改正で、「国家は、人権を尊重し、保障する」(第33条3項)が追加された。しかし、人権は自然権に基づく永久不可侵なものではなく、国家が任意に付与するものである。中国は人権のうち、自由権ではなく、生存権と発展権を重視している。

2. 外交

外交に関し、重要なのは4点である。第1に、中国はウェストファリア体制を支持している。具体的には、憲法前文で、「主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干渉、平等互恵及び平和共存の五原則を堅持」と述べ、ウェストファリア体制の中心である主権国家体系と内政不干渉原則を支持している。だが、相互内政不干渉は相互ではなくなっている。中国は台湾など領土の一体性の問題に他国が介入することを容認しない一方、他国の内政には介入するようになっている。

第2に、人類運命共同体という概念が重視されている。中国は非同盟主義なので、同盟を結べない。そこで、中国は他国とパートナーシップ協定を結ぶが、その最上位が人類運命共同体である。習近平によれば、人類運命共同体においては、「『一国独覇』〈独占〉や『数カ国の共同統治』をやってはならない。世界の運命は各国が共同で握るべきで、国際ルールは各国が共同で書き上げるべきで、地球規模の事柄は各国が共同で管理すべきで、発展の成果は各国が共同で享有すべき」である⁹。人類運

命共同体概念に基づき、中国は、2017年にカンボジア、2019年にラオスと運命共同体協定を締結している。

第3に、「中国的特色のある大国外交」(以下、大国外交)と制度性話語権である。大国とは「世界の平和をめぐる問題に決定的な影響力を与えるパワー」を持つ国家であり、大国外交とは、中国外交の目的である経済成長に貢献する良好な国際環境を構築するために、「世界の平和をめぐる問題に決定的な影響力を与えるパワー」の強化を追求する外交である。具体的には、既存のアメリカを中心とした世界秩序から国連を中心とした共同統治による国際秩序に転換する必要がある¹⁰。ところが、中国は国力に見合った国際社会における発言権を持っていないと中国政府は考え、制度性話語権が登場する。これは「国際経済分野における発展の方向や政策の決定と実施を主導するなど、国際経済ガバナンスに影響を与える中国がもつ総合的な能力」である。なお、制度性話語権の使用に際して、しばしば人権や民主主義などを含意する普遍的価値への対抗意識が示される¹¹。

第4に、統治機構の強化である。これは国家機関のうち、重要性が高い機関を共産党に移管するという方法で行われる。本稿との関連では華人・華僑政策が重要である。1978年に設立された國務院華僑弁公室は、2018年の中国共産党第19期中央委員会第三回全体会議で採択された「党と国家の機構改革深化方案」に基づき、共産党の中央統一戦線工作部に統合された¹²。中国は、国際社会における影響力を高め、国際社会を改革していくために、上記4点に基づき、自国に同調する国々とグループ化を図っている。その主なものは、上海協力機構、BRICS、一帯一路である。

第2節 カンボジアと中国の関係の基本的構図

1. カンボジアの政治制度と政治史の概観

カンボジアではタイとベトナムからの領土保全が重要である。そのため、カンボジアは、常に、地域外の大国の関与を求めた。フランスによる植民地化(1863~1949年)、ロン・ノル政権(1970~75年)に対するアメリカの支援、ポル・ポト政権(1975~79年)に対する中国の支援がこの事例である。1979年のベトナム軍のカンボジア侵攻により、ポル・ポト政権は崩壊し、カンボジア人民革命党政権が発足する。その後、1991年のパリ

⁶ 加茂・小嶋・星野・武内(2012)5頁。以下も参照。サルトーリ(2009)77頁。

⁷ 加茂(2012)11頁。

⁸ 高橋(2010)15頁。

⁹ *Work Together to Build a Community of Shared Future for Mankind, Speech by H.E. Jinping* (2017).

¹⁰ 加茂(2021)。

¹¹ 同上;江藤(2017)。

¹² 諏訪(2018);小嶋(2019)143頁。

和平協定に基づき、内戦終結、同年、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の派遣、1993年の制憲議会選挙の実施、同年の憲法制定を受けて、同年、フンシンベック党のラナリット党首を第一首相、カンボジア人民党（以下、「人民党」と記述）のフン・セン副党首を第二首相とする両党による連立政権が発足した¹³。

パリ和平協定は「カンボジアに関するパリ会議の最終決議」、「カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定（以下、「政治解決協定」と記述）」、「カンボジアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国家の統一に関する協定（以下、「主権協定」と記述）」、「カンボジアの復興と再建の宣言」で構成され、中国・日本などが原締約国である。政治解決協定はその目的を「カンボジアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国家の統一の維持」と「カンボジアにおける平和の回復と維持、国民的和解の促進、自由で公正な選挙を通じたカンボジア人民の自決権の行使の確保」と規定している。その附属書三の5項は「政党の綱領は『カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定』の原則と目的と調和しなければならない」と規定している。このため、カンボジア人民革命党は、党名をカンボジア人民党に変更するとともに、党国体制だった党則を、形式上、そうでないものに変更した。附属書五は、第1に、「憲法は国家の最高法規となる」と規定している。パリ和平協定が憲法を国の最高法規と規定するという事はパリ和平協定が憲法に優越することを意味する。第2に、「憲法は、カンボジアが多元主義に基づいた自由民主主義体制をとることを宣言する」と規定している。第3に、「憲法は制憲議会の議員の3分の2の多数によって採択される」と規定している¹⁴。

また、主権協定は、第1条1項で、「カンボジアはその…中立…を維持し、保持し、及び、防衛することを厳粛に約束する。カンボジアの永世中立は、…憲法において、宣言し、及び、謳う」と規定し、同2項で、「この目的のため、カンボジアは以下を約束する… (h) …カンボジアにおける軍の要員を含む外国の軍隊の配備または駐留を許可しないこと…」と規定している¹⁵。このように、パリ和平協定は国家の基本だが、近年、カンボジア政府は同協定を軽視する態度をとり続けている。たとえば、2019年、フン・センは、カンボジア憲法発効後、パリ和平協定はもはや適用されないと述べている¹⁶。フ

ン・センがこのように述べるのは、主権協定第5条1項が「カンボジアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国家の統一、ないし、本協定が定めるその他の何らかの責任に対する侵害、ないし、侵害するという脅しが生じた場合、本協定の締約国は、…直ちに協議を行う」と規定し、人権侵害や中立に関し、国際社会の関与が生じる可能性があるからである¹⁷。

さて、憲法である。カンボジア憲法第51条1項は「カンボジア王国は、複数政党制の自由民主主義〔にもとづいた〕政治を実施する」と、同第53条5項は「カンボジア王国は、国際連合の要請の範囲内である場合を除いて、自国の領土に外国が軍事基地を置くことを許さず、かつ、外国に自国の軍事基地を置くことを許さない」と規定している¹⁸。

このように、憲法は自由民主主義体制を求めているが、カンボジアの政治体制は、実質的に、党国体制である。まず、1981年に採択されたカンブチア人民共和国憲法は「カンブチア人民革命党は、カンブチア人民共和国のすべての革命的任務を直接指導する」（第4条）との規定から、党国体制である。1989年、カンボジアは憲法を改正し、カンボジア国憲法が採択された。これは国名を「カンボジア国」に変更、第1条の「漸進的に社会主義に前進する」を削除、国家機関名から「革命」を削除する一方、第4条は「カンブチア人民革命党は、カンボジア社会及び国家の主導勢力であり、偉大な民族連帯及びすべての政治勢力統一の中核勢力である」と規定された。この時点で、人民革命党は党国体制の維持を考えていた。しかし、パリ和平協定が上記のようになることが確定した、同協定採択の直前の1991年10月17～18日、人民革命党は臨時党大会を開催し、党名を「カンボジア人民党」に変更、新たな政治綱領を採択した。これは「自由民主主義と複数政党制」を掲げた。なぜなら、パリ和平協定に規定された憲法が「自由民主主義と複数政党制」を示すことは確実であり、これを受け入れなければ、制憲議会選挙への参加が不可能になるからである。カンボジアは、その後、実質的に人民党による党国体制を維持したが、人民党は憲法上も党国体制を構築しようとしている。そのため、人民党はパリ和平協定を形骸化する必要がある¹⁹。

¹³ <https://www.ceac.jp/j/study1/221114.html>

¹⁴ United Nations, *Letter dated 30 October 1991 from the Permanent Representatives of France and Indonesia to the United Nations addressed to the Secretary-General* (1991) p.8 and 40 and pp.46-47.

¹⁵ *Ibid.*, pp.49-51.

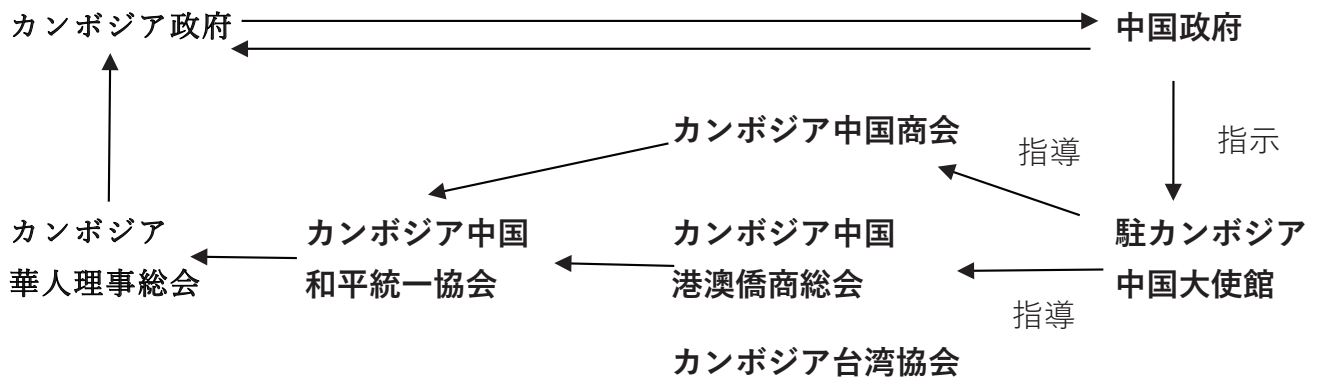
¹⁶ <https://www.voacambodia.com/a/hun-sen-says-paris-peace-agreement-no-long-relevant-critics-disagree/5134511.html>

¹⁷ United Nations, *op.cit.*, pp.49-51.

¹⁸ 傘谷 (2021) 185～186頁。

¹⁹ 山田 (2021a) 2頁；四本 (1999) 31～33、225、235頁。

図1 カンボジアと中国



(出所) 野澤 (2006) 28 頁に基づいて、筆者が作成。
 (注) 指示・指導の表記のない矢印は影響の主な方向を表す。

2. カンボジアと中国の関係の基本的構図

カンボジアと中国の接近は中国側の働きかけによって始められた。中国は、当初、シハヌークとの緊密な関係からフンシンベック党を支援したが、ラナリットは、輸出や援助で、アメリカや台湾を重視した。このため、中国は対立的な関係にあった親ベトナムの人民党との関係改善を試みた。それは政党間関係から始められ、1996年、中国はフン・センを中国に招聘し、中国共産党と人民党は党関係の構築に合意した。

このような時期に「7月政変」が起きた。7月政変とは、1997年7月に、人民党が起ちしたクーデタの通称である。当時、与党の2政党は翌年の国民議会選挙に向けて対立を深めていた。国軍の人民党派がフンシンベック党派を攻撃するという形で、これは始まり、2日で、人民党派の勝利に終わった。国民議会は外遊中だったラナリットを第一首相から解任、後任にフンシンベック党内の人民党寄りの議員を据えた。これをクーデタとみなし、欧米諸国や日本は援助を凍結し、ASEANはカンボジアの加盟を延期、国連は総会におけるカンボジアの議席を空席扱いにするなど、制裁を行った。このような中、中国は7月政変を問題視せず、制裁に反対し、カンボジアへの内政干渉をやめるように訴え、軍事援助を含む援助を行った。

図1はカンボジアと中国の関係の基本的構図を示している。一般的な国家同士と同様、カンボジア政府と中国政府は直接のやり取りをしている。さらに、カンボジアは華人（カンボジア国籍とクメール語能力を持つ中国系人）が人口の5%程度を占める国で、華人や華僑（中国国籍と中国語能力を持つ中国系人）を介した関係も存在する。図1のうち、カンボジア華人理事総会は華人、カンボジア中国商会、カンボジア中国港澳僑商総会、カンボジア台湾協会は華僑による組織である。中国和平統一促進会は中国共産党の中央統一戦線工作部の下部組織で、1988年、大陸と台湾が分離している状況を打破し、

兩岸関係を改善し、中国民族を再統合することを目的として設立された。これは、2019年時点で、少なくとも90の国・地域に支部を持つ。カンボジア中国和平統一促進会はその1つだが、活動内容はほとんどわからない。

第3節 カンボジアのASEANに対する失望と中国との関係の緊密化

1. カンボジアのASEANに対する失望

2008年からのプレア・ヴィヒア寺院をめぐるタイとの国境紛争がカンボジアのASEANに対する失望をもたらした。1962年の国際司法裁判所（ICJ、以下、「ICJ」と記述）の判決により、プレア・ヴィヒア寺院はカンボジア領だと確定したが、寺院周辺の土地の帰属は確定しなかった。2008年7月、ユネスコがカンボジアにある同寺院を世界遺産として登録した前後、タイ政府はこれを支持したが、市民団体が反発、市民団体と寺院周辺の住民が衝突し、負傷者が発生、タイとカンボジアが寺院周辺に軍隊を派遣した。カンボジアは国連やASEANなどの国際社会の関与を、タイは二国間交渉を望んだ。同時期、ASEAN外相会議が開催されており、カンボジアのナム・ホーン外務大臣は、議長国であるシンガポールのヨー外務大臣に、カンボジア・タイ間の緊張緩和をめざして、インドネシア、シンガポール、ラオス、タイ、カンボジアの外務大臣による緊急会合を要請したが、紛争解決は当事国間の交渉でなされるべきとの考えから、ASEANはこれを受け入れなかった。また、カンボジアは国連安全保障理事会（以下、「安保理」と記述）の緊急会合を要請したが、安保理はこれを受け入れなかった。同年10月、ASEAN加盟国同士として初めて、両国は交戦することとなった。カンボジアはASEANに首脳会議の開催を要請したが、首脳会議議長国のタイの反対にあい、実現しなかった²⁰。

それ以降、散発的に、両国の交戦が生じて、2010年、

カンボジアは ASEAN に仲介を要請したが、タイの反対にあい、実現しなかった。次いで、2011年2月の交戦は4日間に及ぶ激しいものだった。カンボジアは安保理に協力を要請、安保理は両国外相を招いて会合を開催した。カンボジアは国連による監視団派遣などを望んだが、タイが国連の関与を拒否したため、安保理は ASEAN による調停に期待するとの議長声明を発表した。これを受けて、インドネシアで、ASEAN 緊急外相会議が開催され、カンボジアは、停戦監視団の派遣だけでなく、国境画定交渉にも第三国が関与することを求めた。しかし、タイの反対により、停戦監視団の派遣（インドネシア軍）は合意されたが、国境画定交渉への第三国の関与はなされず、合意はカンボジアとタイで組織されていた合同国境委員会（JBC）のインドネシアでの開催に留まった。それでも、この時点で、カンボジアは、この合意を「我々の勝利である」と評価した。この合意はインドネシアの主導でなされ、内政不干渉原則を掲げる ASEAN とすれば画期的なものではあった。しかし、タイ政府が合意の実施を拒んだまま、同年4月、両軍の新たな衝突が生じた。このため、カンボジアは1962年判決の解釈を求めて ICJ に提訴した。これに対し、ICJ は、同年7月、カンボジアとタイに対し、紛争地域を暫定的に非武装地帯とし、ASEAN の停戦監視団を受け入れる旨の仮保全措置を出した。このうち、係争地域の非武装地帯化は2012年によりやく実現した²¹。

ASEAN の停戦監視団の派遣が実現していない、2013年11月、カンボジアの提訴に対し、ICJ が判決を出した。それは寺院がカンボジア領に立地することを確認し、タイは寺院周辺の軍・警察を撤退させる義務があるというものだった。カンボジア政府はこの判決を「勝利」と表現した。この判決は未画定地域の帰属を具体的に示してはいないが、両国を含む国際社会は同地域をカンボジア領だと認識した。結局、カンボジアが望んだ国際社会の効力ある関与は、すべて、ASEAN や安保理ではなく、ICJ によってなされた。これがカンボジアを中国に接近させた最大の要因である²²。

2. 中国との関係の緊密化

カンボジアと中国の関係が緊密化するきっかけは南シナ海問題である。南シナ海問題とは中国、台湾、ベトナム、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、インドネシア

が関わる領土紛争であり、中国が、軍事力に基づき、実効支配地域を拡大している。

2012年7月の ASEAN 外相会議で、カンボジアは議長国だった。ベトナムとフィリピンが中国に批判的な内容の共同声明案を提示し、カンボジアがこれを拒絶、インドネシアが仲介案を提示したが、カンボジアはこれも拒絶し、ASEAN 外相会議は、初めて、共同声明を出せなかった。多くの国家やメディアはカンボジアを「中国の代理人」と呼び、非難した。依頼人（プリンシパル）・代理人（エージェント）モデルによれば、契約に基づき、代理人は依頼人から権限を移譲され、要請の受け入れや実現の代価として報酬を受け取る。カンボジアと中国は、首脳訪問に際し、しばしば、共同声明を発表している。我々は共同声明が契約にあたり、このうち、南シナ海に関する記述が要請内容であり、援助が報酬だと考えている。すなわち、実際に、カンボジアは「中国の代理人」である。共同声明からは、中国の要請が具体的などのようなものかは明確ではないが、ASEAN の共同声明を出させないということではないと我々は考えている。なぜならば、共同声明を出さないことにより、かえって、国際社会は中国の南シナ海進出に注目するようになり、中国は、事前に、これを予測できたからである。カンボジアは「中国の代理人」だが、有能な代理人ではない²³。

2016年7月の ASEAN 外相会議で、カンボジアは、南シナ海問題に関する中国の主張を否定した常設仲裁裁判所判決について、共同声明で言及することに強硬に反対した。その結果、ASEAN の共同声明は同判決にまったく言及できなかった。この際にも、カンボジアは「中国の代理人」と非難された²⁴。

本来、カンボジア以外の ASEAN 加盟国が行うカンボジア批判は、大きく、2点に分かれる。第1点は上記の「中国の代理人」論である。ASEAN 関係者は ASEAN の会議の内容が当日には中国に知られているとカンボジアを批判しているが、代理人であれば、依頼人に対する情報提供は必須である。第2点はカンボジアが ASEAN Way を軽視・無視しているというものである。ASEAN Way とは協議に基づく全会一致による決定を中心としている。カンボジアが、議長国の時を含めて、これを軽視・無視したことが他の加盟国の怒りともいえる批判を招き、「中国の代理人」論による批判をも高めることになった。このような批判の移転があったのは類似の言動をとったにもかかわらず、カンボジアは批判され、ラオスは批判されないことから明らかである。

²⁰ 青木（岡部）（2008）1～4頁；初鹿野（2009）26頁；鈴木（2009）18頁。

²¹ 初鹿野（2011）38～39頁；鈴木（2012）180～181頁；初鹿野（2012）230～232頁；初鹿野（2013）234頁。

²² 初鹿野（2014）269頁；山田（2021b）249頁。

²³ 湯川（2013）183～196頁；粕谷（2014）205頁。

²⁴ 山田（2021b）248頁。

第4節 カンボジア・中国関係の詳細

1. 2013年以降の国民議会選挙

カンボジアの近年の国政選挙で、与野党が最も僅差だったのは2013年7月28日の国民議会選挙（定数123）である。また、この選挙では、中国が人民党を、アメリカがカンボジア救国党（以下、「救国党」と記述）を支援した。この選挙の獲得議席は人民党が68、救国党が55だった。救国党はサム・ランシー党の大半の議員と人権党が合流した新党で、サム・ランシー党はサム・ランシーが党首、人権党はクム・ソカーが党首で、救国党ではサム・ランシーが党首、クム・ソカーが副党首となった。2008年の国民議会選挙では、サム・ランシー党は26議席、人権党は3議席、人民党は90議席だったので、救国党は大躍進を遂げたといえる²⁵。

選挙期間中も、野党支持者への妨害は行われており、救国党は、国家選挙管理委員会（NEC、以下、「選挙委員会」と記述）が人民党の影響下にあり、中立ではないと批判した。このような状況下でも、救国党は、投票締め切り後、自党が多くの州で人民党の得票数を上回っており、自党が勝利したと述べた。投票日翌日の7月29日、サム・ランシーが記者会見を開き、選挙では多数の不正があり、選挙人名簿から漏れた人が多数いると述べ、NGOや国際機関を含む調査委員会の設置、不正が確認された場合の再選挙を要求した。一方、フン・センは、投票所での自身の投票から3日間公の場に姿を見せず、亡命説が出た。31日、フン・センはようやく姿をあらわし、救国党に話し合いを呼びかけるとともに、調査受け入れを表明した²⁶。

30日、アメリカの国務省報道官は選挙不正に対する調査を求めると述べた。一方、選挙委員会の公式発表より前に、習近平中国共産党総書記がチア・シム人民党議長に、李克強首相がフン・セン首相にそれぞれ祝電を送り、8月2日、中国の外交部報道官は人民党の勝利に祝意を表明した。また、その後、中国はカンボジアに1億ドル超の借款を供与し、9月上旬には、フン・センが中国を訪問、李克強首相と会談、3,270万ドルの借款が供与された。中国は人民党の勝利を当然視し、人民党政権を後押しする意味を込めて、このような言動をとったと思われる²⁷。

9月8日、選挙委員会は人民党68議席、救国党55議席という公式結果を発表した²⁸。アメリカは、民主主義

国のリーダーのように振る舞うことが多いが、2013年、2018年、2023年の選挙で、カンボジア政府に対して政治状況の改善を求める強い措置をとっていない。2017年11月、最高裁判所が救国党の解党を命じたことを受け、アメリカは、「2018年7月の選挙は正当でも、自由でも、公正でもないだろう」と述べ、EUは、翌月、2018年の国民議会選挙への資金援助を停止した。一方、日本は選挙への資金援助を継続した。また、2017年12月、アメリカはフン・センと緊密な関係にある数名の「民主主義の侵害に関与した」政府高官や実業家に対しビザ発給制限や資産凍結を行った。この際、国務省の報道官は、カンボジアの行為はパリ和平協定に反していると述べた。このような政策は特定の有力者と国民を分断するためにとられる常套手段だが、経済制裁に比べると効果は小さい²⁹。

アメリカは、選挙結果が確定した2018年8月、政府高官などに対するビザ発給制限や資産凍結を延長した。また、EUは、2018年10月、「18か月以内にカンボジア側の改善がなければ一般特惠関税は自動的に失効する」と宣言した。これに対して、カンボジア政府は、2019年1月以降、内政干渉されてまで、一般特惠関税の適用を求めはしないという立場を明確にとるようになった³⁰。

2. 基地をめぐる言説

第2節1. で示したように、パリ和平協定の一部である主権協定第1条2項は、外国の軍隊の配備・駐留を許可しないと規定している。また、カンボジア憲法第53条5項も同様の規定をしている³¹。一方、2010年代中旬、シハヌークビル州にあるリアム海軍基地の一部を中国が軍事基地として使用しているとの懸念がアメリカなど欧米諸国から示された。軍事基地とは「軍事力の発動またはその支援の拠点として軍隊が駐留し、それに必要な軍事施設が置かれている地域」³²をさす。

まず、アメリカとカンボジアの軍事協力からみていこう。そもそも、リアム軍事基地の一部施設はアメリカの

²⁵ 同上、93～94頁。

²⁶ 初鹿野（2020）14頁；<https://jp.reuters.com/article/cambodia-politics-idJPKBN1E60ZQ>；<https://kyotoreview.org/issue-32/mending-cambodia-us-relations-a-cambodian-perspective-ja/>；<https://www.voanews.com/a/us-restricts-visas-for-cambodians-undermining-democracy/4152934.html>

²⁷ 初鹿野（2019）251頁。

²⁸ 傘谷（2021）185～186頁。

²⁹ 阿部・内田・高柳（1999）98頁。

²⁵ 木村（2013）81～96頁；山田（2023a）91頁；山田（2023b）9頁。

²⁶ 木村（2013）91～92頁。

²⁷ 同上、94頁。

軍事援助により建設された。また、両国は2010年から16年まで「アンコール・センチネル」とよばれる合同軍事演習を実施していた。ところが、2017年1月、カンボジアは同年実施予定のコミューン評議会選挙と翌年実施予定の上院選挙と国民議会選挙の準備と反麻薬キャンペーンを理由に、2017年と2018年の同演習を中止した³³。

同時期、カンボジアは中国との軍事協力を進めており、南シナ海問題における中国の活動に対する国際社会の懸念が高まるなか、2016年2月に初めて中国と海軍軍事演習を行い、同年12月、初めて、「ゴールデン・ドラゴン」とよばれる合同軍事演習を行い、2018年3月、2度目の同演習を行った。コミューン評議会選挙は2017年6月、上院選挙は2018年2月に実施済みだったが、国民議会選挙は2018年7月の実施で、同年の軍事演習の時点では未実施だった。したがって、アメリカとの合同軍事演習の中止理由は事実ではない³⁴。

2018年11月、アメリカのペンス副大統領は中国がリアム海軍基地を使用していることに対するアメリカの懸念を伝えたが、カンボジアはこれを否定した³⁵。2019年7月、ウォール・ストリート・ジャーナルは、リアム海軍基地のインフラを整備する見返りに、中国が同基地の一部を30年間独占的に利用でき、その後は10年ごとに自動更新することをカンボジアが認める秘密協定を締結したことに対し、アメリカが懸念を伝えたと報じた。しかし、フン・センはこれをフェイク・ニュースと非難し、「そのようなことは決して起こらない。なぜなら、外国の軍隊に基地を提供することはカンボジアの憲法に反するからである」と述べた。我々は、アメリカが諜報活動に基づいてこのような主張をしており、事実である可能性があると考えているが、カンボジアがこれを認めることは決していない³⁶。

第5節 おわりに

カンボジアは、地理的・歴史的要因により、域外の大

国に頼る傾向がある。現代の大国はアメリカと中国である。パリ和平協定から2010年代上半頃まで、カンボジアとアメリカの関係は比較的良好で、2010年～16年まで、合同軍事演習を行っていた。

アメリカから中国への転換点は2008年から2013年のプレア・ヴィヒア寺院をめぐるタイとの国境紛争時のASEANに対する失望である。ASEANは国家でも域外でもないが、カンボジアは、ASEANが適切な仲介を行ってくれると期待したが、ASEANには政治・安全保障分野の権能はほとんどなかった。これが2012年と2016年のASEAN外相会議でのカンボジアの傍若無人ともいえる振る舞いや「中国の代理人」化をもたらし、2013年の国民議会選挙からのカンボジアの強権化と中国への傾斜をもたらした。

中国にとって、同じ党国体制をとり、小国で、自国に従順なカンボジアを影響力行使の対象とすることは容易だったし、今後もこのような関係が継続することを期待しているだろう。カンボジアにとっても、中国が自国と同じ党国体制で、しかも、モデルとすべき存在であることが関係を緊密化するうえで重要だっただろう。一方、カンボジアの中国への思いは複雑なはずである。フン・センなどカンボジア政府首脳は、中国が他国に対して行う経済制裁などをみながら、「毒を食らわば皿まで」の精神で、中国に必死にしがみついているように我々にはみえる。

参考文献・ウェブサイト一覧

参考文献

- 青木（岡部）まき 2008 「国境から溢れた内政混乱：タイの政治混乱と「2008年プレア・ヴィヒア寺院帰属問題」」（『IDEスクエア—世界を見る眼』）
- 阿部齊・内田満・高柳先男編 1999 『現代政治学小事典【新版】』有斐閣。
- エリザベス・エコノミー 2018 「習近平革命の本質と衝撃—外交と内政の垣根を取り払った権威主義国家」（『フォーリン・アフェアーズ・レポート』、2018年6月号）16～28頁。
- 江藤奈保子 2017 「習近平政権の『話語体系建設』が目指すもの—普遍的価値への挑戦となるか」（『論考 中国経済』（東京財団政策研究所））。
- 傘谷祐之 2021 「カンボジア王国」（鮎京正訓、四本健二、浅野宜之編『新版 アジア憲法集』明石書店）161～206頁。
- 粕谷祐子 2014 『比較政治学』ミネルヴァ書房。
- 加茂具樹 2012 「中国共産党の憲政—活動の法制度化と領導の法制度化」（加茂具樹・小嶋華津子・星野昌裕・武内宏樹編『党国体制の現在—変容する社会と中国共産党の適応』慶應義塾大学出版会）11～44頁。

³³ <https://kyotoreview.org/issue-32/mending-cambodia-us-relations-a-cambodian-perspective-ja/>; http://www.xinhuanet.com/english/2017-01/17/c_135990376.htm

³⁴ 山田（2021b）246頁；初鹿野（2019）250頁。

³⁵ <https://amti.csis.org/changes-underway-at-cambodias-ream-naval-base/>

³⁶ <https://jp.wsj.com/articles/SB10338544866156733986304585440320740957704>; <https://www.npr.org/2019/07/22/744011392/cambodia-denies-report-of-deal-with-china-for-use-of-naval-base>

- 加茂具樹・小嶋華津子・星野昌裕・武内宏樹 2012「総論」(加茂具樹・小嶋華津子・星野昌裕・武内宏樹編『党国体制の現在—変容する社会と中国共産党の適応』慶應義塾大学出版会) 1~8 頁。
- 加茂具樹 2021『中国外交と「制度性話語権」』(『コロナショック下の世界と日本：グレート・リセットの時代』(国際経済連携推進センター))。
- 木村文 2013「カンボジア国民議会選挙—野党躍進に見る「戦後」の終わり新たな指導者像の模索—」(『海外事情』第 61 巻第 12 号) 81~96 頁。
- 小嶋華津子 2019「習近平政権下の政治—集権化とその意味—」(『フィナンシャル・レビュー』第 138 号) 133~148 頁。
- ジョヴァンニ・サルターリ著、岡沢憲美・川野秀之訳 2000『現代政党学 政党システム論の分析枠組み [普及版]』早稲田大学出版部。
- 鈴木早苗 2009「ASEAN 憲章の発効：ASEAN」(アジア経済研究所編『アジア動向年報 2009 年版』) 17~24 頁。
- 鈴木早苗 2012「政治安全保障共同体の構築に向けて：2011 年の ASEAN」(アジア経済研究所編『アジア動向年報 2012 年版』) 179~192 頁。
- 諏訪一幸 2018「党政機構改革と習近平氏の権力強化」(『SPF China Observer』(笹川平和財団))。
- R.A. ダール著、高島通敏訳 1999『現代政治分析』岩波書店。
- 高橋伸夫 2010「社会主義化の党・国家と社会」(飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ 20 世紀中国史 3 グローバル化と中国』東京大学出版会) 15~35 頁。
- 野澤知弘 2006「カンボジアの華人社会——プノンペンにおける僑生華人および新客華僑集住区域に関する現地調査報告—」(『アジア経済』第 47 巻第 12 号) 23~48 頁。
- 初鹿野直美 2009「プレア・ヴィヒア寺院周辺のカンボジア・タイ国境紛争」(『アジ研ワールド・トレンド』No.160) 26~30 頁。
- 初鹿野直美 2011「カンボジア・タイの対立—プレア・ヴィヒア寺院問題の行方」(『アジ研ワールド・トレンド』No.188) 36~39 頁。
- 初鹿野直美 2012「洪水にも耐え、安定した成長をみせた経済：2011 年のカンボジア」(アジア経済研究所編『アジア動向年報 2012 年版』) 224~234 頁。
- 初鹿野直美 2013「中国の影響力が強まるなかでの ASEAN 議長国運営：2012 年のカンボジア」(アジア経済研究所編『アジア動向年報 2013 年版』) 226~236 頁。
- 初鹿野直美 2014「変化を求める若い世代が支えた救国党の躍進：2013 年のカンボジア」(アジア経済研究所編『アジア動向年報 2014 年版』) 259~278 頁。
- 初鹿野直美 2019「最大野党排除のままの総選挙実施と選挙後の懐柔策：2018 年のカンボジア」(アジア経済研究所編『アジア動向年報 2019 年版』) 241~260 頁。
- 初鹿野直美 2020「新しい 5 年間の船出—野党との「対話」の行方と政権の方向性—」(初鹿野直美編『カンボジアの静かな選挙—2018 年総選挙とそれに至る道のり』アジア経済研究所) 71~112 頁。
- 山田裕史 2021a「バリ和平協定 30 周年から振り返るカンボジアの体制移行」(『IDE スクエア—世界を見る眼』)。
- 山田裕史 2021b「人民党政権の対中傾斜とカンボジアの内政動向」(北岡伸一編『西太平洋連合のすすめ 日本の「新しい地政学」』東洋経済新報社) 232~258 頁。
- 山田裕史 2023a「カンボジアの選挙・政党データ (1993~2022 年)」(『新潟国際情報大学 国際学部 紀要』第 8 号) 87~100 頁。
- 山田裕史 2023b「安定的な世襲の実現に向けて—2023 年カンボジア総選挙」(『IDE スクエア—世界を見る眼』)。
- 湯川拓 2013「南シナ海問題をめぐる亀裂と経済共同体構築への取り組み：2012 年の ASEAN」(アジア経済研究所編『アジア動向年報 2013 年版』) 183~196 頁。
- 四本健二 1999『カンボジア憲法論』勁草書房。
- United Nations. 1991. *Letter dated 30 October 1991 from the Permanent Representatives of France and Indonesia to the United Nations addressed to the Secretary-General*, 30 October 1991.
- Work Together to Build a Community of Shared Future for Mankind, Speech by H.E. Jinping*, Embassy of the People's Republic of China in the Republic of Iraq, 2017 [中華人民共和国駐名古屋総領事館訳『習近平主席の国連ジュネーブ事務局における講演全文 (仮訳)』2017 年]。

ウェブサイト一覧

- http://www.xinhuanet.com//english/2017-01/17/c_135990376.htm
- <https://amti.csis.org/changes-underway-at-cambodias-ream-naval-base/>
- <https://asia.nikkei.com/Spotlight/The-Future-of-Asia/The-Future-of-Asia-2021/Cambodia-s-Hun-Sen-If-I-don-t-rely-on-China-who-will-I-rely-on>
- <https://jp.reuters.com/article/cambodia-politics-idJPKBN1E60ZQ>
- <https://jp.wsj.com/articles/SB10338544866156733986304585440320740957704>
- <https://kyotoreview.org/issue-32/mending-cambodia->

us-relations-a-cambodian-perspective-ja/
<https://www.ceac.jp/j/study1/221114.html>
<https://www.npr.org/2019/07/22/744011392/cambodia-denies-report-of-deal-with-china-for-use-of-naval-base>
<https://www.recordchina.co.jp/b876893-s25-c30-d0193>

html
<https://www.voacambodia.com/a/hun-sen-says-paris-peace-agreement-no-long-relevant-critics-disagree/5134511.html>
<https://www.voanews.com/a/us-restricts-visas-for-cambodians-undermining-democracy/4152934.html>